

八尾市告示第56号

八尾市成人式記念冊子制作業務について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）第104条の規定により次のとおり公告する。

令和元年6月11日

八尾市長 山本桂右

記

1 入札に付すべき事項

- (1) 件名 八尾市成人式記念冊子制作業務
- (2) 業務内容 仕様書に定めるとおり。
- (3) 履行期間 令和元年6月26日から同年11月15日まで
- (4) 予定価格 1,649,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 入札回数 3回打切りとする。
- (6) 支払条件 完成一括払

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 平成31・32・33年度八尾市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）に登録されていること。
- (2) 大阪府内に本店又は支店等を有していること。
- (3) 平成26年度以降に、30社以上の企業・店舗のクーポン又は広告を掲載した冊子制作業務の契約の履行を完了した実績を有していること。
- (4) 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）、八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）及び本件業務に関連する法令に基づく営業停止処分（以下「営業停止処分」という。）を受けていないこと。

- (5) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。

3 入札参加資格審査申請書及び仕様書等

公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間に本市のホームページに入札参加資格審査申請書及び仕様書等を掲載するので、これらをダウンロードして作成すること。

ホームページのURL <https://www.city.yao.osaka.jp>

八尾市ホームページの「新着情報」に掲載

4 入札参加資格審査申請手続

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる入札参加資格審査申請書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 要件を満たす冊子を制作したことが分かるもの

- (2) 申請書類は、入札参加資格審査申請受付期限までに受付場所に持参して提出しなければならない。

5 入札参加資格審査申請受付

- (1) 受付期間 公告の日から令和元年6月14日までの日の午前8時45分から午後5時15分まで

- (2) 受付場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館7階

八尾市こども未来部青少年課

6 入札参加資格審査の結果通知

令和元年6月17日に電子メールにより通知する。

7 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に対する質問は、入札参加資格を認められた者が電子メールにより行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、事前に受信確認のための電話連絡を行うこと。

ア 質問受付期間 令和元年6月17日から同月19日午後5時15分まで

イ 問合せ先 八尾市こども未来部青少年課

電子メールアドレス seishounen@city.yao.osaka.jp

電話 072-924-3874（直通）

(2) 受け付けた質問及びその回答は、入札参加資格を認められた全ての者に対して令和元年6月20日正午以降に電子メールにより通知する。

8 入札に参加することができない者

(1) 入札参加資格審査申請時から入札時までの間において、入札参加停止措置、入札等排除措置又は営業停止処分を受けている者

(2) 入札参加資格審査申請受付期限までに申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者で、当該法律に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

9 契約条項を示す場所

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館7階

八尾市こども未来部青少年課

10 入札保証金

入札参加者は、規則第106条に規定する入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第108条の各号の1に該当するときは、これを免除する。

なお、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する額を徴収するものとする。

11 入札書

本市所定の入札書に入札金額、入札者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載し、届出印を押印のうえ入札箱へ投函すること（ただし、落札者については、後ほど入札金額内訳書の提出を求める。）。

入札書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当す

る金額（消費税及び地方消費税を含まない額）とし、金額の頭に¥マークをつけ、アラビア数字で記載すること。

12 委任状

入札書に代理人の印鑑を使用する場合は、委任状（本市所定の用紙）の提出が必要。その場合、入札書には、代理人の印鑑のみ押印のこと（会社の届出印の押印は不要。）。

13 入札の辞退

建設工事等競争入札心得第3条第2項第1号の規定にかかわらず、入札を辞退する場合は、辞退届を入札開始時刻までに提出すること。口頭、電話、FAX及び電子メールによる辞退は認めない。

14 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和元年6月24日（月）午後4時00分

(2) 場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階 入札室

15 入札の中止

入札は、やむを得ない事由により中止する場合がある。

16 落札者の決定

(1) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、公正な取引の秩序を乱すおそれがあると本市が判断したときは、落札者とならないことがある。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者の数が2以上であるときは、くじにより落札者を決定する。

17 契約の締結

入札日から本契約の契約締結日までの間において、落札者が入札参加停止措置、入札等排除措置若しくは営業停止処分を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。この場合において、本市は一切の責めを負わず、及び落札者が前記10に定める入札保証金の納付を免除された者であるときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

18 入札の無効

規則第111条の各号の1又は建設工事等競争入札心得第7条の各号の1に該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

19 契約保証金

落札者は、落札金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第122条の各号の1に該当するときは、これを免除する。

20 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館7階

八尾市こども未来部青少年課

電話 072-924-3874 (直通)

F A X 072-924-9548

21 その他

- (1) 入札の参加人数は、1業者1人とする。
- (2) 入札に参加する者の数が1の場合であっても、入札は行うものとする。